

令和7年度

オーガニック農産物生産拡大事業費補助金（有機JAS認証取得支援事業）公募要領

第1 総則

オーガニック農産物生産拡大事業費補助金（有機JAS認証取得支援事業）の公募の実施については、この要領に定めるものとします。

第2 趣旨

滋賀県環境こだわり農業推進基本計画において、オーガニック農業を環境こだわり農業の柱の一つに位置づけ、本格的な作付け拡大を図ることで、より安全・安心な農産物を安定的に消費者に供給し、環境こだわり農業全体のブランド力向上を図ることを目指します。このため、オーガニック農産物として表示・販売する際に不可欠となる有機JAS認証の取得支援を行います。

第3 事業内容

水稻をはじめとするオーガニック農業に取り組む農業者等が有機JAS認証取得に取り組むこととします。

第4 応募者の要件

本事業に応募することができる者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとします。

- 1 滋賀県内に所在し、補助事業全体および交付された補助金の適正な執行に関し、責任を負うことができる農業者、農地保有適格法人、農事組合法人、農業者の組織する団体（代表者および規約の定めのある団体）（以下「農業者等」という。）であること。
ただし、認定新規就農者、およびこれまでに本事業を活用し有機JAS認証の取得に取り組んだ者を除く。
- 2 目標年度において、有機JAS認証面積を拡大する計画を有すること。
- 3 地域と協調（ブロックローテーションへの協力など）しながら取り組むことなどを、知事に誓約すること。
- 4 農業者等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員または支店もしくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。

第5 補助対象経費の範囲

新たに有機JAS認証の取得に取り組む事業主体が、認証取得のために取り組む経費（必須となっている講習会等の受講料、申請料※、実地検査費用、検査旅費、検査報告書作成費、判定費用等）。

応募にあたっては、本事業期間中における所要額を算出していただきますが、実際に助成対象となるものは、申請書類に記載された事業実施計画等の審査の結果に基づき決定されることとなりますので、必ずしも所要額とは一致しません。

※申請は必須

第6 補助対象としない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができません。

- 1 補助金の交付決定前に有機JAS認証の申請手続きがされているもの（補助金交付候補者として選択された後であっても、補助金の交付決定前に発生した申請対象となる認証取得に要する経費は補助金の対象となりません）。
- 2 消費税および地方消費税に係る仕入れ控除税額（消費税および地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額および当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額）。

第7 補助率および補助の上限額

補助率は1/2以内とし、補助の上限額は50千円とします。

第8 補助事業実施期間

令和7年度の交付決定の日から翌年3月31日までとします。

第9 申請書類の作成および提出

1 申請書類の作成

事業に係る申請書（別紙様式1）の内容は、第2の趣旨、第3の事業内容および第5の補助対象経費の範囲に照らして適当なものであることとし、次の書類を添付してください。

第4に掲げる応募者の要件を確認する書類

- ア．オーガニック農業取組面積のわかる書類（令和6年度環境保全型農業直接支払交付金制度における有機農業の取り組み面積等）
- イ．法人および団体の場合は、定款または規約の写しおよび役員等の名簿
- ウ．暴力団員でない旨の誓約書（別紙様式2）
- エ．地域と協調（ブロックローテーション等への協力など）しながら取り組むことなどの誓約書（別紙様式3）

2 申請書等の提出先、提出期限および提出部数

申請書等の提出は、各農業農村振興事務所農産普及課（以下、「事業担当課」という。）まで、令和7年5月7日（水）13時必着とします。

なお、公募終了後は予算の範囲内において事業実施が可能な期間中、随時申請を受け

付けることとします。

3 申請書等の提出に当たっての注意事項

- (1) 申請書等は、様式に沿って作成してください。
- (2) 申請書等に虚偽の記載をした場合は、審査対象となりません。
- (3) 第4に掲げる応募者の要件を有しない者が提出した申請書等は無効とします。
- (4) 申請書等の作成および提出にかかる費用は、応募者の負担とします。
- (5) 申請書等の提出は、2の提出先に持参、郵送、宅配便（バイク便を含む）または電子メールによるデータの送付のいずれかの方法によるものとします
- (6) 申請書等を郵送する場合には、簡易書留、特定記録等、配達されたことが証明できる方法によってください。いかなる場合も2に掲げる提出期限までに到着しない場合は無効とします。
- (7) 提出後の申請書等については、採択、不採択にかかわらず返却しませんので、御了承ください。
- (8) 申請書等は、事業ごとに一つの封筒を利用し、書類一式を入れて提出してください。
- (9) 提出された申請書類については、秘密保持には十分配慮するものとし、審査以外には無断で使用しませんので、御了承ください。

第10 補助金交付候補者の選定

1 候補者の選定方法

提出された申請書類については、次表の「ポイントの考え方」に基づきそれぞれの項目に対しポイントを付与し、その合計ポイントの高い者より、予算の範囲で事業実施主体となり得る候補（以下「補助金交付候補者」という。）を選定するものとします。

なお、合計ポイントが同点の場合は、環境こだわり農産物申請面積（令和6年度）の大きい者から補助金交付候補者を選定します。

A ポイントの考え方（共通）

項目	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号。以下「みどり法」という。)に基づく実施計画の認定。
基準	申請者がみどり法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画またはみどり法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている場合または令和7年12月までに認定を受ける見込みがある場合。
ポイント	2

B ポイントの考え方（水稻・飼料用作物など）

項目	基準	ポイント
オーガニック農業取組面積 （環境こだわり農産物申請面積・令和6年度）	0～5ha 未満	0
	5 ha 以上～10ha 未満	1
	10 ha 以上～15ha 未満	2
	15 ha 以上～20ha 未満	3
	20ha 以上	4
有機 JAS 認証拡大計画面積 （令和10年度と令和6年度の差）	1 ha 未満	対象外
	1 ha 以上～1.5ha 未満	1
	1.5 ha 以上～2 ha 未満	2
	2 ha 以上～2.5ha 未満	3
	2.5 ha 以上～3 ha 未満	4
	3 ha 以上～3.5ha 未満	5
	3.5 ha 以上～4 ha 未満	6
	4 ha 以上～4.5ha 未満	7
	4.5 ha 以上～5 ha 未満	8
	5 ha 以上～5.5ha 未満	9
	5.5 ha 以上～6 ha 未満	10
	6 ha 以上～6.5ha 未満	11
	6.5 ha 以上～7 ha 未満	12
	7 ha 以上～7.5ha 未満	13
	7.5 ha 以上～8 ha 未満	14
	8 ha 以上	15

C ポイントの考え方（水稲・飼料用作物など以外）

項目	基準	ポイント
オーガニック農業取組面積 （環境こだわり農産物申請面積・令和6年度）	0～10a 未満	0
	10a 以上～20a 未満	1
	20a 以上～30a 未満	2
	30a 以上～40a 未満	3
	40a 以上	4
有機 JAS 認証拡大計画面積 （令和10年度と令和6年度の差）	10a 未満	対象外
	10a 以上～20a 未満	1
	20a 以上～30a 未満	2
	30a 以上～40a 未満	3
	40a 以上～50a 未満	4
	50a 以上～60a 未満	5
	60a 以上～70a 未満	7
	70a 以上～80a 未満	9
	80a 以上～90a 未満	11
	90a 以上～1ha 未満	13
	1ha 以上	15

※ 同一応募者において、複数の品目に取り組む場合は、BまたはCいずれか高いポイントを用いることとします。

2 審査結果の通知

本公募要領に基づく審査を踏まえ補助金交付候補者を選定し、補助金交付候補者となった応募者に対してはその旨を、それ以外の応募者に対しては補助金交付候補者とならなかった旨を、それぞれ通知します。

審査結果の通知については、補助金交付候補者には補助金交付の候補者となった旨をお知らせするものであり、補助金の交付は、別途、必要な手続を経て、正式に決定されることになります。

審査内容については、非公開とし、補助金交付候補者の決定に係わる審査の経過、審査結果等に関するお問い合わせにはお答えできませんので、あらかじめ御了承ください。

第11 補助金交付に必要な手続等

補助金交付候補者は、県の指示に従い速やかに、オーガニック農産物生産拡大事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、補助金の交付を受けるために必要な補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）を事業担当課に提出していただきます。交付申請書を事業担当課等が審査した後、所要の手続きを経て補助金の交付が決定されます。

なお、交付申請書の内容については、審査結果に基づいて修正を要することがあります。
また、補助金の交付が決定されるまでに実施した取組については、補助対象となりません
ので注意してください。

第12 重複申請等の制限

同一の提案内容で他の事業（滋賀県または農林水産省等の補助事業等）への申請を行っている場合には、申請段階（補助金交付候補者として選定されていない段階）で本事業に応募することは差し支えありません。ただし、他の事業への申請内容および他の事業の選定の結果によっては、この事業の審査の対象から除外され、または補助金交付候補者の選定の決定もしくは補助金の交付決定が取り消されることがあります。

担当／滋賀県 農政水産部 みらいの農業振興課 環境こだわり農業係 小松・増田

TEL：077-528-3895 FAX：077-528-4882

E-mail：organic@pref.shiga.lg.jp

（事業担当課 連絡先）

大津・南部農業農村振興事務所農産普及課 077-567-5412

甲賀農業農村振興事務所農産普及課 0748-63-6126

東近江農業農村振興事務所農産普及課 0748-22-7715

湖東農業農村振興事務所農産普及課 0749-27-2213

湖北農業農村振興事務所農産普及課 0749-65-6613

高島農業農村振興事務所農産普及課 0740-22-6026